

都市みらい通信

IFUD LETTER

平成11年10月

(財)都市みらい推進機構

- まちづくり情報
 - ・郡山南拠点地区
- 都市みらいカレンダー
 - ・第2回『一都市みらい一まちづくり懇談会』
 - ：バリアフリーのまちづくり
- トピックス
 - ・「秋葉原まちづくり推進検討委員会」
 - ・都市計画制度の見直しに関する意見募集について

平成11年10月30日

□まちづくり情報

郡山南拠点土地区画整理事業について

1. はじめに

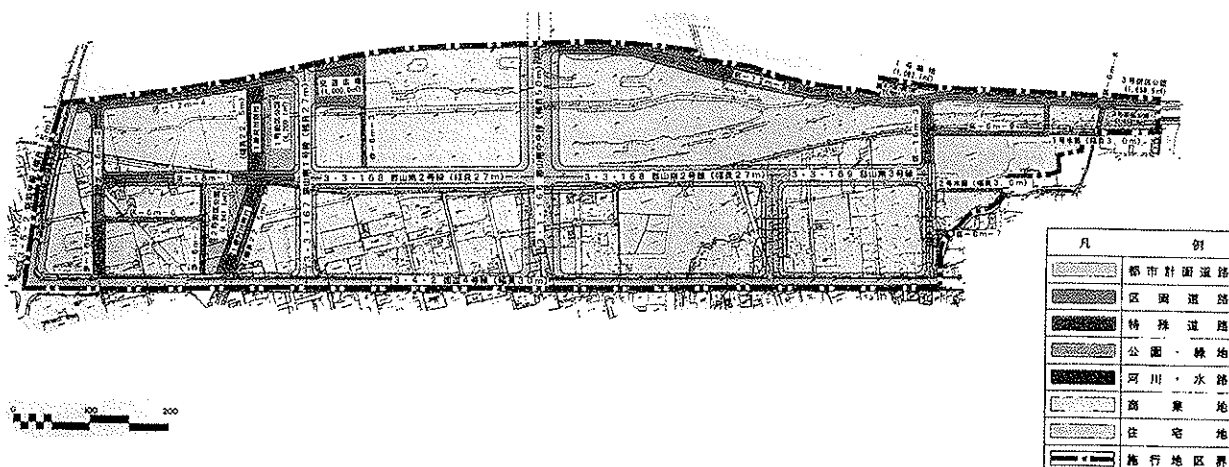
郡山市は福島県の中央に位置することから、交通の要衝として、また経済県都としてこれまで発展をしまいましたが、その機能はいまや福島県のみならず東北地方南部の拠点都市としての役割を担っており、今後ますますの発展が期待されております。

しかしながら駅前地区を中心とした中心市街地は狭小・過密化しており、都市機能の拡大・高次化を図るためには新たな受け皿を作る必要に迫られておりました。

このようななかで、旧国鉄操車場跡地約16haが国鉄民営化に伴う売却予定地として決定されたことから、早期実現可能な絶好の受け皿として整備構想を策定し区画整理事業により整備を図ることといたしました。

県中都市計画事業 郡山南拠点土地区画整理事業

= 設計図 =



2. 地区の将来的位置づけ

当地区は現中心市街地から南に伸びる都市発展軸上に位置し、交通条件も良好で大規模
休閒地（旧国鉄操車場跡地約16ha）を含むことから、都市基盤の整備や都市機能の集積を
図り、郡山の新しい都市拠点として次の整備方針のもと、事業を進めております。

- ・副次核……………現在の中心市街地と並んで、中枢的な都市機能を発揮すべき地区
- ・新しい都市拠点……………郡山の更なる発展を先導する地区
- ・市街地形成モデル地区…水と緑を生かした都市形成の基本方針
「水・緑きらめきマスタープラン」
- ・広域対応の産業・コンベンション拠点

3. 具体的方策

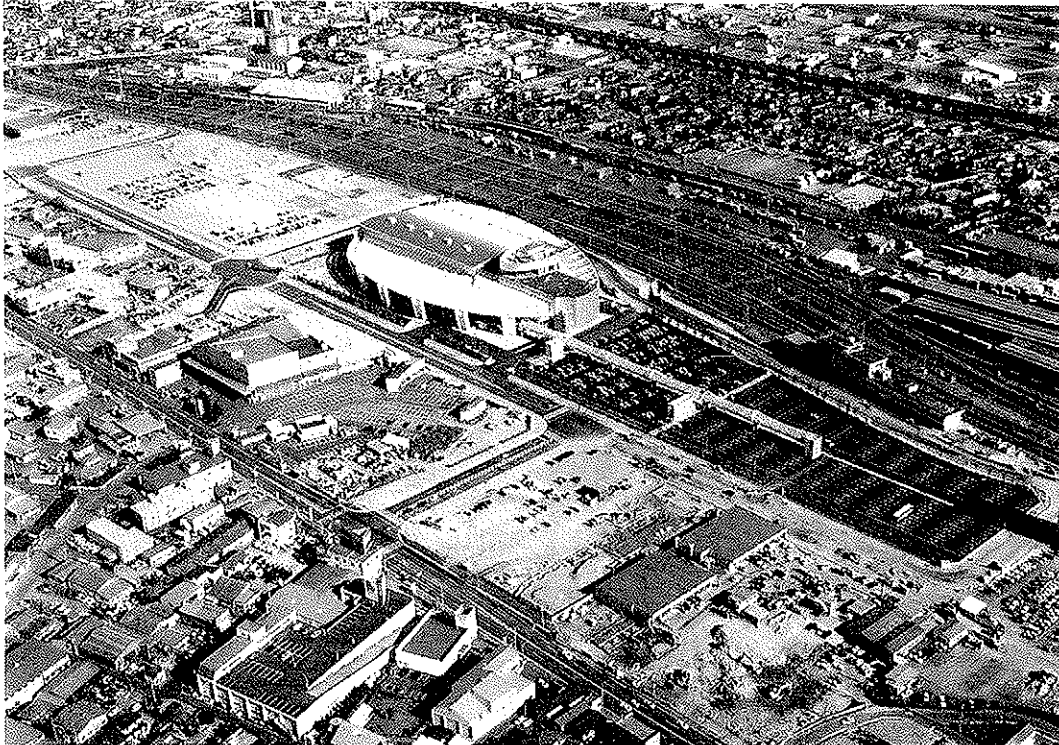
- ・核施設の誘致
福島県産業交流館…平成10年10月オープン
県郡山合同庁舎…………建設予定
新駅の設置……………JRと設置協議予定
- ・新しい都市拠点にふさわしい大規模な街区設計
- ・土地利用転換の誘導を図る換地設計
同業種等の集約換地……………自動車関連企業の一街区への集約等
アンケートによる意向調査…土地利用転換・共同化・集約化の意向等
- ・民間活力の誘導
各種補助制度・融資制度のPR
- ・安全で快適な公共施設の整備
人にやさしいまちづくり条例（福島県条例）施設整備マニュアル
- ・関連事業との連携による民間一体となったまちづくり
ふるさとの顔づくりモデル土地区画整理事業…平成8年6月地区指定
街並みまちづくり総合支援事業……………平成7年4月事業採択
- ・地区計画等による土地利用転換誘導と優れた都市景観形成
水と緑を生かした都市形成基本計画…「水・緑きらめきマスタープラン」
都市景観形成基本計画……………「水と緑の物語 ロマンあふれる都市景観づくり」

4. 郡山南拠点土地区画整理事業の概要

以上の具体的方策のもと、下記概要で事業を進めております。

- ・事業名称 県中都市計画事業郡山南拠点土地区画整理事業
- ・施行者 郡山市
- ・施行面積 約34.4ha
- ・施行期間 平成7年度～平成14年度
- ・事業費 約150億円

（寄稿：郡山市都市開発部区画整理課）



□トピックス

『秋葉原地区まちづくり推進検討委員会』

先月号でもお知らせ致しましたが、東京都は秋葉原地区における導入機能と都市基盤整備の進め方について整備計画を策定するため、標記委員会の初会合を10月5日に都庁にて開催いたしました。

都市みらい推進機構ではコンサルタントとして東京都のお手伝いをしております。

当日の委員会では、委員会構成や今後の検討項目を決め、委員長には、大村謙二郎筑波大学社会工学系教授が選出されました。今後の予定として、2000年3月31日までを検討・調査機関として中間まとめを作成、2000年度末には今後のまちづくりや地域開発の指針となる「秋葉原地区まちづくり整備計画」（仮称）を策定します。

また、同整備計画では、土地利用方針、インフラ整備方針から、導入機能、施設構成、土地活用、事業手法や整備スケジュールまで策定することとし、委員会の体制は、秋葉原地区まちづくり推進検討委員会と、都都市計画局開発企画担当部長を座長とするワーキンググループで構成しています。

お問い合わせ先：企画調整部 篠原

都市計画制度の見直しに係る意見の募集について

建設省では、線引き制度、用途地域制度、地区計画制度等まちづくりの基本となる制度の内容や手続を定めた都市計画法について、現在、都市計画中央審議会計画制度小委員会で、改正の検討が進められています。同小委員会では、まちづくりに携わる様々な立場の人からの意見を十分に踏まえて今後の検討を進めるため、これまでの検討状況を取りまとめた『都市計画制度の見直しに当たって』を公表いたしました。

内容としては、以下の6項目を柱として、見直しに当たっての基本的な考え方と制度構成の考え方を示しています。

- ①都道府県の都市計画に関するマスタープランの創設
- ②都市計画区域外における開発行為及び建築行為についての考え方
- ③線引き制度及び開発許可制度の見直し
- ④規制市街地再整備のための新たな制度
- ⑤環境問題等への対応のための制度の強化
- ⑥都市計画の決定システムの合理化

つきましては、『都市計画制度の見直しに当たって』について、皆様方からのご意見を下記により募集しています。

尚、資料全文は建設省ホームページ：アドレス<http://www.moc.go.jp/>に掲載されています。

記

○募集〆切：11月10日（水）

○提出方法：建設省都市局都市計画課への電子メール・郵送・FAXのいずれかにて、住所・氏名・年齢・職業を必ず明記の上、以下の様式を参考をお願い致します。

なお、電話等による口頭での意見提出はできませんので、ご了承下さい。

『都市計画制度の見直しに当たって』についての意見

氏名： 年齢： 職業：

住所：

<意見>

お問い合わせ先：建設省都市局都市計画課 法制担当

住 所：〒100-8944 東京都千代田区霞ヶ関2丁目1番3号

電 話：03-3580-4311（内線2993） 直通：03-5251-1854

F A X：03-5251-1988

e-mail：tokei@city.hs.moc.go.jp

都市みらいカレンダー

☆印のある項目は関係団体の活動です。

月	日	項 目	備 考
10	5	湊地区事業連絡推進会議	第1回
	12	町田・相模原都市圏都市整備委員会	第5回
	13	プロジェクト説明会：「臨海副都心／パレットタウン」	第2回
	19	高知駅周辺再開発基本計画検討委員会	第2回
	26	☆インテリ(*1)／「都市問題分科会」：宇都宮市プロジェクト	第2回
11	28	新潟駅周辺整備企業研究会	第1回
	4	☆インテリ／「都市問題分科会」：高崎市プロジェクト	第2回
	5	鹿児島駅周辺整備協議会	第2回
	5	☆地下研(*2)／大深度地下利用に対応した都市計画制度のあり方に関する検討委員会	第1回
	8	☆地下研(*1)／シンポジウム「地下から考える東京駅広場の未来」	
	8	☆インテリ／「都市問題分科会」：柏市プロジェクト	第2回
	12	岐阜市都市・居住環境整備基本計画委員会	第1回

*1：インテリジェント・シティ整備推進協議会

*2：都市地下空間活用研究会

第2回「一都市みらいーまちづくり懇談会」開催について

当財団主催による標記懇談会が、約30名の参加を得て、9月27日に開催されました。

今回は「ユニバーサルデザイン／バリアフリーのまちづくり」をテーマに、講師に(株)ニッセイ基礎研究所社会研究部門少子高齢社会チーム主任研究員の白石真澄様をお招きし、ご講演頂きました。

講演終了後は、講師を交えた懇談会を行い、活発な意見交換が見られました。

講演内容は以下のとおりです。

1. バリアフリーとは何か？

- ・バリアフリーとは、障害のある人が社会生活を営んで行く上での物理的障壁（建築・都市環境・交通）と社会的障壁（人々の意識・制度・プログラム）を取り除くことである。

2. まちづくりの現状

- ・日本では建物による整備のばらつきが、既存と新築、建物種類や規模等により存在し、まちづくりに必要な点と線と面の整備がなされていない。
- ・実際にハンディキャップを持つ人への理解が浅く、また当事者がまちづくりへ参加する機会が少ない。

3. ユニバーサルデザインとは何か？

- ・ユニバーサルデザインとは5年以上も前から米国で紹介されており、すべての人に有効で、共に用いることが出来る品と言う意味で、人々の多様性に配慮するデザインのことである。例えば、化粧品メーカーがシャンプーとリンスの違いが分かるように容器にギザギザを付けているが、これは目の見えない方への配慮と共に、目を閉じたままでもシャンプーとリンスが識別できるようになると言う意味で、健常者に対する配慮でも有る。洗浄機能付便座は手が使えない人のための商品であったが、お尻を洗う事は誰もが気持ちいいことである。

・バリアフリーとの違い

バリアフリーの概念は、目の前の障壁を取り除く、例えば視覚障害者の方のために点字ブロックを設置する等、個々の障害に応じた「特殊解」を求める概念であるのに対し、「ユニバーサルデザイン」の概念は、はじめから障壁を作らないで、様々な人共に使う事のできる「共通解」を求め概念である。

4. ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくり

・アメリカにあるNPO組織のひとつである「Center For Universal Design」では「ユニバーサルデザイン」について、

- ①公平に利用できる：どのような利用者に対しても不公平や差別をもたらさない。
- ②柔軟に利用できる：「あなたは、車椅子だからこれを使いなさい」と言うものでなく、個人の選択や能力などで自由に使い方が選べるもの。
- ③シンプルで直感的に利用できる：利用者の経験、知識、語学力、集中力を問わず、デザイン手法が分かりやすい。
- ④知覚情報：周囲の状況や利用者の知覚能力にかかわらず、デザインそのものが利用するものに効果的に必要な情報をもたらす。
- ⑤許容範囲：うっかりミスや間違った使用による事故が大きなものにならない、命の危険をもたらさないこと。
- ⑥肉体的負担が少ない：お年寄りから子供まで体力・障害に関わらず利用できること。
- ⑦接近できる空間がある：利用者の体型や姿勢、移動方法にかかわらず、誰もが接近、到達、操作、利用が出来る適当なサイズや空間が有る。

の7つの原則を打ち出している。

都市の中にユニバーサルデザインを応用するとはいかなることか。例えば交通手段であるバスを一例にあげれば、リフト付バスに車椅子の方が乗車するためには、一般乗客を待たせ、運転者が車から降り、リフトの操作をしなければならない。ノンステップの超低床バスであれば、車椅子利用者のみならず同じ歩行障害者である松葉杖利用者や、ベギーを伴う方もそのままバスに乗り込めるので、超低床バスのほうがリフト付バスよりもより普遍的なデザインに近づいていると言える。

また、駅に設置された車椅子の方用の特殊エスカレーターよりも、エレベーター、上り下りのエスカレーター、手すり付階段が併設されているほうがより自由に移動の手段を選べる。

まちづくりにおいては、少数への特殊解ではなく、より普遍的なデザインを目指し、多くの人が利用できるような配慮をしていくことが望ましい。

◆当日配布資料をご希望の方は、氏名・住所・連絡先を明記の上、企画調整部の小川までFAXにてお問い合わせ下さい。随時、郵送等致します。

発行

財団法人 都市みらい推進機構

〒107-0062

東京都港区南青山3-18-14 南青山スリービル2F

TEL : 03 (3423) 2120

FAX : 03 (3423) 2125